

8月から70歳以上75歳未満の方の

高額医療費制度が変わりました

高額医療費制度とは、医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分があとから支給される制度です。平成30年8月から70歳以上75歳未満の方の所得区分と自己負担限度額が下記のように変更となりました。

なお、70歳以上の低所得の方、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

～70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）～

所得区分	外来の限度額 (個人単位)	外来 + 入院 の限度額 (世帯単位)
	現役並み 所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上) 25万2,600円 + (医療費 - 84万2,000円) × 1% (14万 100円)*
	Ⅱ (課税所得380万円以上) 16万7,400円 + (医療費 - 55万8,000円) × 1% (9万3,000円)*	
	Ⅰ (課税所得145万円以上) 8万 100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1% (4万4,400円)*	
一般 (課税所得145万円未満など)	1万8,000円 (年間上限額14万4,000円)	5万7,600円 (4万4,400円)*
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ	8,000円	1万5,000円

* 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合の限度額（4回目から多数回該当となり上限額が下がります）

※ 低所得Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」が必要になりますので、市民・環境課窓口で申請してください

市民・環境課（市役所1階） ☎88-8102

子どもが病気で…でも仕事を休めない！ そんなときに

病児・病後児保育サービスは
小学校6年生までご利用できます

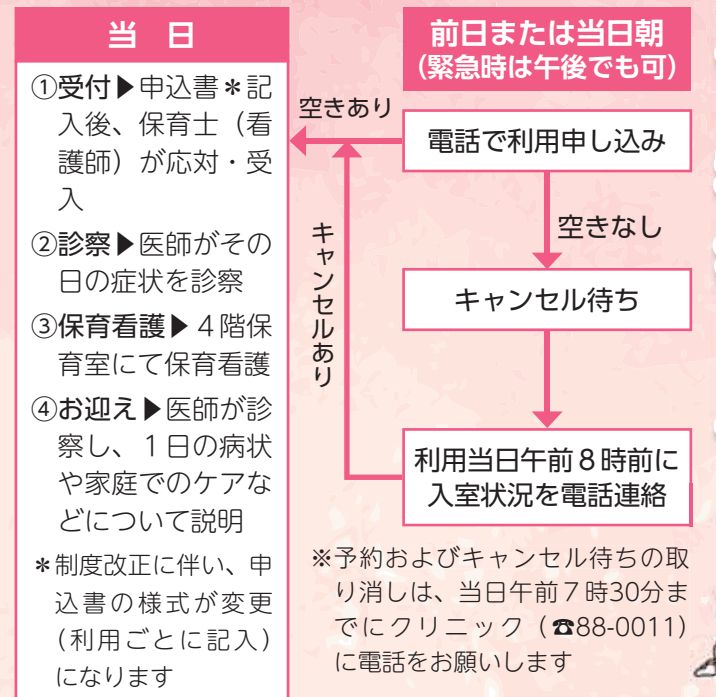
◆病児・病後児保育って？

お子さんが病気で保育園や幼稚園、小学校などに行けないとき、保護者に代わって医師、看護師、保育士、栄養士が一時的に保育看護するサービスです。

ひかり病児保育園
(クリニック・デ・ふかや内)
☎88-0288

開園時間▼平日の午前8時30分～午後5時30分
休園日▼土、日、祝日
対象▼生後2か月児～小学校6年生まで
定員▼6人
持ち物▼昼食(主食のみ) 健康保険証、子ども医療費受給者証など
※副食、おやつは用意します。アレルギーのあるお子さまはお弁当をご持参ください
※見学もできます

ご利用の流れについて



*予約およびキャンセル待ちの取り消しは、当日午前7時30分までにクリニック(☎88-0011)に電話をお願いします



9月からひとり親家庭の利用料が無料となります

ご利用の際に、「勝山市母子父子家庭等医療費受給者証」または「児童扶養手当証書」をご提示いただきますと、窓口で利用料が無料となります。

※勝山市外の施設を利用する場合は、一旦、施設に利用料をお支払いいただき、勝山市にて助成申請されますと利用料を助成いたします。窓口では無料となりません。

詳しくは、福祉・児童課へお問い合わせください。

市民・環境課 (すこやか内) ☎87-0777

第59回東海北陸保育研究大会にて研究発表

「自然豊かな勝山での保育や子育ては素晴らしい」



研究発表の様子

東海北陸6県の保育関係者が一同に集まり、第59回東海北陸保育研究大会が福井市で開催されました。この大会で、勝山市の認定こども園、公立保育園全11園で作る勝山市公私立保育研究会が、「自然と関わる中で育つ心く保育者、子ども、保護者の関係」をテーマに5年に渡り取り組んできた研究について発表を行いました。



アキアカネの産卵の観察

子どもを紹介すると、参加した保育関係者からは「自然豊かな中で保育や子育てのできる事が素晴らしい」との感想が寄せられました。

また、「この研究の中で培った自然を愛する心、郷土を愛する心は幼児期だけにとどまらず大人になっても持ち続けたい」と伝えていくと発表を締めくくり、勝山っ子の未来が期待できる内容の研究発表でした。

市民・環境課 ☎87-0777

年金受給者の方へ 「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく!

「扶養親族等申告書」とは… 老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税がかかります。扶養親族申告書は、老齢年金に課税される所得税および復興特別所得税の控除を受けるために必要なものです。 下記の金額の老齢年金を受け取られた方には、9月初旬より順次「扶養親族等申告書」を送付します。届きましたらお早めに年金事務所にご提出ください。 なお、都合により時期が変更になった場合、ホームページなどでお知らせします。

年齢	年金額
65歳未満	108万円以上
65歳以上	158万円以上

※対象者には日本年金機構より通知が郵送されます
※申告しないと、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収額が多くなる場合があります。扶養親族となる方がいない場合でも忘れずにご提出ください

市民・環境課 (市役所1階) ☎88-8102 福井年金事務所 ☎0776-23-4518